

市職員 採用資格試験のお知らせ

〈試験区分・採用予定人員〉

・一般行政職の事務及び技術職(上級・初級)それぞれ若干名。

〈受験資格〉

- ・昭和36年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた方。
- ・大館市に住所(住民登録)を有する方。ただし市外の学校へ就学のため大館市から転出した方で、世帯主(両親等)が当市に住民登録をしている方も含みます。
- ・技術については、学校において電気を専攻した方。

◇試験の実施日と場所

〈一次試験〉

とき・11月9日(日)午前10時

ところ・市立第一中学校

発表・11月25日、市役所前掲示板に掲示するほか、合格者本人に通知します。

〈二次試験〉

とき・12月2日(火)午前9時

ところ・市民文化会館

◇受け付け期間

9月8日(月)～9月20日(土)

(土曜日の午後と休日を除く)

郵送のときは、9月20日までの消印のあるものに限りま。

◇申し込み及び問合せ

市役所職員課(大館市字中城20番地)

☎内線279、280、281

郵送により受験申込書を請求するときは、返信用の封筒(あて先を明記し、60円切手を貼付のこと)を同封してください。

学ぶ輪を

みなんで広げよう

9月21日は第11回「教育の日」です

「教育の日」が、今年も市民文化会館をメイン会場に九月二十一日行われます。みんな「教育」について考えてみましょう。

●記念パレード

(桂城公園→大町→文化会館)

9時30分～10時20分

●市民文化会館

●教育を考える集会

今年のテーマは「二十一世紀へ向けての学校・家庭・地域は教育上どういう役割りを果たすべきか」です。だれでも自由に発言できますので、多数ご参加ください。

10時30分～12時
記念論文入選者表彰式

12時50分～13時
記念講演

●記念講演

「日本語の心」

国語学者 金田一 春彦氏

●楽しく学ぶ集い

13時～14時30分

●中央公民館

14時50分～16時20分

●園児や児童、生徒の図画、書道、版画展、発明くふう展

9月19日～21日

記念講演
講師 略歴
国語学者 金田一春彦氏



大正二年東京都生まれ。現在武蔵野女子大教授で、国語学界の第一人者。著書も数多く、源氏物語の声の復元などでも有名。

●市民美術展(9月19日～21日)
市民美術展の作品を募集します。応募作品は絵画、書道、陶芸、写真(四ツ切以上)です。応募される方は九月十六日まで中央公民館(☎424369)へ申し込みください。

なんでも相談室



〈お尋ねします〉

国民健康保険に加入していた者ですが、このたび会社に勤め、職場の健康保険に加入しました。この場合、国保にはどのような手続きをしたらよいのですか。

〈答〉あなたのように、職場の健康保険に加入された場合は、職場の健康保険証(職場の健康保険取得年月日が確認できるもの)、印鑑、任意継続保険証

を持参の上、市役所市民課か花矢支所、十二所出張所へ届け出してください。

各種届け出は お早目に

▼届け出がとおけると

加入の届け出がとおれると
国保に加入しなければならぬのに届け出がとおれると保険税をさかのぼって納めなければなりません。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

へやめる届け出がとおれるとき

国保の資格がなくなったのに届け出がとおれて、保険証を使い診療を受けた場合は、国保の資格はなくなっていますので市町村で負担した医療費はあとで返還していただくこと

なります。

このようなことのないように、届出は十四日以内に行ってください。

〈国保に加入するとき〉

- ・他の市町村から転入したとき………
- ・保険証(一部加入の場合)、印鑑
- ・職場の健康保険をやめたとき(扶養認定されないとき)………
- ・職場の健康保険をやめたことかわかるもの、保険証(一部加入の場合)、印鑑
- ・赤ちゃんが生まれたとき………
- ・保険証、母子手帳、印鑑
- ・生活保護を受けなくなったとき………
- ・保護廃止(停止)通知書、印鑑
- ・任意継続が切れたとき………
- ・印鑑、任意継続保険証

〈国保をやめるとき〉

- ・他の市町村に転出するとき………
- ・保険証、印鑑
- ・職場の健康保険に入ったとき(扶養認定されたとき)………
- ・職場の健康保険証(職場の健康保険取得年月日が確認できるもの)、
- ・保険証、印鑑
- ・死亡したとき………
- ・保険証、印鑑
- ・生活保護を受けるようになったとき………
- ・保険証、保護決定通知書、印鑑

〈その他〉

- ・市町村内で住所が変わったとき、世帯主や氏名が変わったとき、世帯を合併したり分離したとき………
- ・保険証、印鑑
- ・保険証をなくしたとき………
- ・印鑑(代理人の場合はそれを証明するものが必要)
- ・退職者医療制度に該当するとき………
- ・印鑑、保険証、年金証書